

第20回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和2年7月27日（月）午後1時30分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第20回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況証明申請について
- 議案第4号 南越前町農用地利用集積計画の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の除外）第8項に係る報告書について

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	片山 明則		
2	山腰 吉二		
3	代継 弘子		
4	川崎 藤次		
5	笛吹 巧		
6	田嶋 秀夫		
7	坂川 玲子		
8	喜村 喜代治		
9	城野 庄一		
10	惣次 健一		
事務局長	山岸 健		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

5番 笛吹 巧

7番 坂川 玲子

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>田嶋委員さんが遅れて来られますが、定刻になり、皆さまお集まりでございますので、ただ今から第20回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、任期満了による在任期間最後の総会となります。田嶋委員さんが到着されますと、全員ご出席となります。農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、この会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、5番 笛吹委員と7番 坂川委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を惣次会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議次第のとおりです。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。資料1ページをお願いします。今回2件提出されていますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>はじめに番号1番でございますが、譲渡人は敦賀市にお住いで、南越前町にお住まいの譲受人の実兄から相続した義姉が所有する田を譲渡により所有権移転するものです。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。3ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、6ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて番号2番でございますが、1ページにお戻りください。</p> <p>譲渡人、譲受人ともに南越前町にお住いです。譲渡人は経営規模の縮小を譲受人は経営規模の拡大を目的に売買が成立し、申請地の田を所有権移転するものです。</p> <p>位置につきましては、4ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。5ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、6ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を田嶋委員さんにお問い合わせするところでしたが、川崎委員さんお問い合わせできますでしょうか。</p>
川崎委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>7月16日に田嶋委員さんと事務局長、事務局、私の4人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>まず1番ですが、集落から50mほど先にある田んぼの一部分です。今後も田んぼをされるということで問題ないと思います。場所・現状については写真のとおりです。</p> <p>次の2番は、移転後もこれまでどおり田んぼをされるということで問題ないと判断いたします。写真は、現地の状況ですのでご確認ください。</p> <p>2件とも、移転後も問題ないと判断です。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ないようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号議案に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり決定しました。</p>
【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は南越前町にお住まいで、譲受人は同居している息子さんです。申請地は田ですが、現況は畑で、自家消費用の野菜を作られています。今回、息子さん家族が住む個人住宅建築のために所有権を移転するものです。</p> <p>位置につきましては、8ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。9ページは現地確認の様子です。</p> <p>隣接する農地ですが、申請地の西側の畑のみで、日照の影響がないよう隣接農地から2.5m離れて、県道からも12m離れて建築されます。取水と排水は、公共上下水道を利用され、雨水は塩化ビニール管を埋設して農業用排水に放流されます。この申請に際し、地元区長、農家組合長、土地改良区、隣接者等からの承諾は得られております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。10ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農用地区域の指定を受けていない農振白地地域で、住宅が連たんしている市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さん お願いします。
川崎委員	ご報告いたします。 7月16日に先程申し上げた4人で現地確認を行ってまいりました。申請地の北側は本 家住宅、東側は私道、南側は県道に面し、西側は農地となっています。本申請に関し、隣接 農地は西側の畑のみで、特段問題ないと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問なし) ないようでございますので、お諮りします。 議案第2号に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議がないと認めます。本案件は原案どおり決定しました。
【議案第3号 現況証明申請について】	
議長	次に、議案第3号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願 いします。
事務局	議案第3号 現況証明申請についてご説明いたします。 資料11ページをご覧ください。 申請人は南越前町にお住いで、申請地の登記地目は田、現況は非農地でございます。 位置につきましては、12ページをご覧ください。集落内の住宅地で、赤色で塗りつぶし てある箇所が申請地でございます。13ページの写真は現地確認の様子です。申請地の現況 は、木造2階建て住宅敷地であります。当該地は2筆で1区画を形成しており、いずれも 昭和50年代に分譲区画がなされ、平成に入り新築されてから現在に至ります。今回、現況 に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというもので す。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さん お願いします。
川崎委員	はい、ご報告いたします。 7月16日に4人で現地確認を行いました。現状は写真のとおりでございます。昭和 50年の区画整理時になぜこのような状況がなされていたか疑問ではありますが、農地行 政上も問題ないと認められる土地に該当しますので、非農地証明について承認することに 問題ないと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。

喜村委員	申請人が住まわれている家か。 分譲地で農地のままとはおかしなことだ。
事務局	家の名義は別の方でございます。
事務局長	平成に家屋登記がなされております。周囲6軒ある内もう1軒も2筆になっている土地がございます。土地の登記を見ますと、申請人が相続により取得された農地で、自分の土地に町が付け足して区画されたようであることが分かります。課税は、現況地目で課税されています。
笛吹委員	地籍調査は入っていないのか。地籍調査事務で登記をしてもらえばタダでできたのではないかと思うが。
事務局長	笛吹委員の地区は早くに地籍調査が入っていますが、こちらの地区は入ったばかりで、これから予算付けして調査していくところであります。
城野委員	今回の調査で判明したのかもしれない。
喜村委員	町が分譲する時に残してしまったというよりも、もともと自分が持っていた土地に付け足された区画地であり、農地として残っていたというならば合点した。
議長	ほかにご質問はございませんか。 (質問なし) ないようでございますので、お諮りします。 議案第3号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決します。
【議案第4号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	次に、議案第4号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、14ページをご覧ください。南越前町から農用地利用集積計画(案)が提出され、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業委員会として承認をいただきたいという内容でございます。利用権設定日は令和2年8月1日です。15ページをご覧ください。 令和2年8月1日新規で設定される農地の面積は1,070㎡、貸し手は2名で借り手は1名、筆数は全部で2筆です。また再設定の農地の面積は2,394㎡、貸し手は1名で借り手は1名、筆数は全部で1筆です。16ページは契約に関する詳細な情報になります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は令和2年7月29日の予定です。以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件につきまして、何かご質問はございませんか。 (質問なし) ないようでございますので、お諮りします。

議長	<p>議案第4号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
<p>【報告第1号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について】</p>	
議長	<p>次に、報告第1号「農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17 ページをご覧ください。農地法施行規則第53条第8項に係る報告書2件が提出されておりますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>これは鉄道運輸機構が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な工事用道路に供するために行う農地の転用については、例外として転用許可を受けなくても報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>2件とも、届出人は鉄道建設・運輸施設整備支援機構です。</p> <p>はじめに番号1番でございますが、事業目的は、北陸新幹線の南条橋りょう工事で使用する車両待避所の設置です。大型車両8台の待機場になる予定です。</p> <p>次に番号2番でございますが、事業目的は、北陸新幹線 越前中平吹高架橋工事に伴う工事用道路です。この道路については、平成30年7月に一時転用を許可したもので、令和2年8月3日までの一時転用期間が終了となるため、期間を延長するため再申請するものです。一時転用期間は許可日から令和3年3月31日までとなっております。</p> <p>申請地につきましては、18、19 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>この件について、何か質問等はございませんか。</p> <p>一つ伺うが、申請者は誰か。町から申請を促しているのか。申請が漏れるようなことはないのか。</p>
事務局長	<p>鉄道運輸機構から申請書が出されております。</p> <p>鉄道運輸機構は、しっかりとしているため、申請手続きはきちんとなされております。</p>
議長	<p>なら、安心であります。</p> <p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ないようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>その他 事務局からの連絡があればお願いします。</p>

【その他】	
事務局	<p>事務局からの連絡事項を1点だけお願いいたします。5月の農業委員会で、新しい農業委員会委員と・農地利用最適化推進委員の募集結果および農業委員の6月議会定例会での選任議案の上程について事務局よりご説明をさせていただきました。資料の最後に新しい委員さんの名簿がございますので、ご参考にご覧ください。</p> <p>農業委員につきましては、6月議会で同意が得られましたので、後日、辞令交付式を開催して町長から任命させていただく予定となっております。また、農地利用最適化推進委員につきましては、新しい農業委員による農業委員会を開催して、選任についてお諮りして新しい農業委員会の会長さんから委嘱状を交付する運びとなります。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
川崎委員	<p>農業委員会ではないかもしれないが、CATVの文字放送で流れている「ラジコンヘリによる水稲病害虫防除」の問合せ先の電話番号が「47-8001番」であり、役場農林水産課と思われるため聞くのだが、対象農地・駆除日などの決め方はどのようにされているのか。</p>
事務局長	<p>電話番号の「47-8001番」は、役場農林水産課でございます。</p> <p>資料を取ってまいりますので、お待ちくださいませ。</p>
喜村委員	<p>おそらくJAの働きかけで、これまでの実施実績等をもとに行っているのではないかと。負担金も、後日徴収される。</p>
片山委員	<p>鋳物師集落では、担い手に話がいらっていると思われそうです。</p>
事務局長	<p>ラジコンヘリの件ですが、南越前町無人ヘリ協議会とJAとが共同で実施しており、協議会の連絡先がないため、町から住民周知の役割で日程をCATV文字放送にて広報している訳でございます。</p>
川崎委員	<p>個人負担もあり、JAに聞けばわかるということで納得した。</p>
事務局長	<p>以上をもちまして、第20回南越前町農業委員会総会を終了いたします。また、任期満了による在任期間最後の農業委員会が終了いたしました。</p> <p>委員の皆様方には、3年間大変お世話になり厚く御礼申し上げます。</p> <p>閉会にあたりまして、片山会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
片山会長職務代理者	<p>あいさつ</p>
【閉会】 午後2時10分	